

# 今こそ読もう・知ろう! 憲法!

第3回

## ヘイトスピーチから考える 憲法13条・14条

明日の自由を守る若手弁護士の会  
宮下 萌



**【憲法13条】**

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

**【憲法14条】**

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

読者の皆さんは「ヘイトスピーチ」という言葉を聞いたことがあるでしょうか?

ヘイトスピーチとは、属性を理由とするマイノリティに対する「差別的煽動」であり、表現による暴力です。

ヘイトスピーチとは一体何を壊すのでしょうか? ヘイトスピーチが切り崩すものは「同じ人間」として扱われるという「信頼」やそのような前提条件が実現する環境があることで得られる感覚としての「安心」ではないでしょうか。

私は、「同じ社会の構成員から『同等の地位を有した』人間として扱われ、『承認される』権利」が、ヘイトスピーチを規制することによって保護されるべき法律上の利益であり、この権利は「人間の尊厳」と

いう概念を手掛かりに導き出されるものだと思います(※1)。

もっとも、憲法に「人間の尊厳」に対応する条項はありません。しかしながら、13条が定める「個人としての尊重」は人の尊厳という概念と繋がりをもち、これはドイツの憲法における「人間の尊厳」に関する議論を参照しながら、13条の「個人としての尊重」が「人間の尊厳」を前提とする概念であるとする見解もあります(※2)。

また、通説・判例は、平等条項に関する憲法14条1項を不合理な別異取扱いを禁止したものであると解釈していますが、それだけではなく「不当な言動およびそれを助長する行為を広く『差別』と捉え、それらの排除や予防を求める権利を『差別されない権利』として新たに構成する必要性」(※3)も求められているとします。

日本では「ヘイトスピーチ解消法」という法律はありますが、これはあくまで禁止事項のない理念法であつて、ヘイトスピーチを禁止する「規制法」ではありません。日本は国連から何度も「差別禁止法を作る」という勧告を受けていますが、未だに差別を「禁止」する「法律」がないのが実情です。

憲法上から導かれるヘイトスピーチ規制の法律によ

って守られるべき利益が何であるの議論は尽きません。

しかしながら「今ある深刻なヘイトスピーチ」を根絶するために必要なことは何なのでしょう?

この問いに対する答えとして、最低限の「差別禁止法の必要性」が、憲法上議論があるなかでも最大公約数としての「答え」になるのではないのでしょうか。

「差別は許されない」という当たり前のことが当たり前になる世の中にするために、「人間の尊厳」が守られる世の中にするために、私たち一人ひとりにできることを日々の生活の中でも実践していきたいものです。

※1 「人間の尊厳」概念については、ジュレミー・ウォルドロン〔谷澤正嗣・川岸令和訳〕『ヘイトスピーチという危害』(みすず書房、2015年)が参考になります。

※2 例えば、玉蟲由樹「ヘイトスピーチと尊厳」『ヘイトスピーチ規制の最前線と法理の考察』(法律文化社、2021年)等が参考になります。

※3 金子匡良「『差別されない権利』の権利性―『全国部落調査』事件をめぐって」法学セミナー768号(2019年)

**〈みやした もえ〉**

弁護士(東京弁護士会所属)。  
国際人権NGO反差別国際運動(IMADR)特別研究員。  
専門はインターネット上のヘイトスピーチ。

主な著作に、『テクノロジーと差別—ネットヘイトから「AIによる差別」まで—』(編著者)、「保護法益から再考するヘイトスピーチ規制—人間の尊厳を手掛かりに—」早稲田大学大学院法務研究科 臨床法学研究会 LAW AND PRACTICE 第13号(2019年)など。

**【参考文献等】**

※1 「人間の尊厳」概念については、ジュレミー・ウォルドロン〔谷澤正嗣・川岸令和訳〕『ヘイトスピーチという危害』(みすず書房、2015年)が参考になります。

※2 例えば、玉蟲由樹「ヘイトスピーチと尊厳」『ヘイトスピーチ規制の最前線と法理の考察』(法律文化社、2021年)等が参考になります。

※3 金子匡良「『差別されない権利』の権利性―『全国部落調査』事件をめぐって」法学セミナー768号(2019年)

**問い合わせが増えています!**

# 悪質な口コミ削除業者にご注意ください

最近「Google」等の店舗レビューに書き込まれた悪い評価の「口コミ」を削除します」といって、業者からのFAX広告やDMが医療機関に送られてくるという情報提供が会員医療機関から複数寄せられております。

内容としては、Googleに書き込まれた病院の悪い評価の書き込みを切り抜いて広告の文面に掲載し、「現在貴院にはこのような悪評が書き込まれています」「放置すると信用の低下につながります」等の文面で不安感を煽るとのことです。

中には代金を受けたまま放置する詐欺まがいの手口もごいますのでおかしな思った場合は最寄りの警察にご相談ください。

「口コミ」削除業者については現状で法的な監督官庁が存在しない状態であり、悪質業者を排除する法的な枠組みが存在しません。また削除業者自身が悪い評価の書き込みを行い、医療機関に「ウチの会社なら確実に削除できます」と自作自演で営業をする業者が存在するとも言われています。

大手インターネット検索サイトでは、様々な施設・事項に関して、誰でも自由に口コミ評価が記入できるようになっています。そこに書かれた内容について不安感を煽る悪質な業者や、中には自作自演が疑われる場合もあり、十分な注意が必要です。